

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 の一部を改正する省令案の概要

1. 制度概要

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（以下「財会省令」という。）第1条第2項において、企業会計審議会により公表された企業会計の基準を一般に公正妥当と認められる監査に関する基準と規定し、地方公共団体金融機構の会計の基準に従うものとしている。

2. 改正内容

国際的な会計基準との比較可能性を向上させることを目的として企業会計の基準の新設及び改正が行われたことを受け、地方公共団体金融機構が作成する財務諸表の記載事項を定める規定を整理するもの。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和3年3月31日

施行：令和3年4月1日（一部、令和2年度財務諸表から適用）